

農地法等に基づく処分に係る審査基準等について

平成28年7月6日制定 広島県
令和2年4月1日改正
令和4年9月8日改正
令和7年12月3日改正

農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）、農地法施行令（昭和27年政令第445号。以下「施行令」という。）及び農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号。以下「施行規則」という。）に基づく処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準、同法第6条の規定による標準処理期間及び第12条第1項の規定による処分基準（以下「審査基準等」という。）は、法、施行令及び施行規則の規定によるほか、次のとおりとする。

第1編 申請に対する処分

第1章 審査基準

第1節 農地等の判断基準

「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいい、「採草放牧地」とは、農地以外の土地で、主として耕作又は養畜（以下「耕作等」という。）の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。（法第2条第1項）（以下「農地又は採草放牧地」を「農地等」という。）

① 「耕作」とは土地に労働及び資本を投じ、肥培管理を行って作物を栽培することをいう。

つまり、農地とは、耕うん、整地、播種、灌がい、排水、施肥、農薬散布、除草等を行い、作物を栽培するための土地のことで、具体的には、田、畑、果樹園、牧草採取地、林業種苗の苗圃、わさび田、はす池等をいう。

② 「耕作の目的に供される土地」には、現に耕作されている土地のほか、現在は耕作されていなくても耕作しようとすればいつでも耕作できるような、すなわち、客観的に見てその現状が耕作の目的に供されるものと認められる土地（休耕地、不耕作地及び遊休農地等）も含む。

③ 「耕作の事業のための採草」とは、堆肥にする等の目的での採草をいい、「養畜の事業のための採草」とは、飼料又は敷料にする等の目的での採草をいう。

④ 林木育成の目的に供されている土地が併せて採草放牧の目的に供されており、そのいずれが主であるかの判定が困難な場合には、樹冠の疎密度が0.3以下の土地は主として採草放牧の目的に供されているものとする。

- ⑤ 「耕作等の事業」とは、耕作等の行為が反復継続的に行われることをいい、必ずしも営利の目的であることを要しない。
- ⑥ 採草をしている土地であっても、牧草を播種し、施肥を行い、肥培管理している場合は、採草放牧地でなく農地となる。
- ⑦ 「農地等」に該当するかは、その土地の現況によって判断するのであって、土地の登記簿の地目によって判断しない。
- ⑧ 第2節の農地転用許可を要する場合にもかかわらず、許可なく転用行為が行われたことにより、その農地等の現況が耕作等の目的に供する事が事実上できない状態に至った場合は、その状態の解消のための措置（追認による農地転用許可又は法第51条による処分等）が終了するまでの間は、その農地等は、耕作等の目的に供される土地でないとは判断しない。
- ⑨ 農地転用許可を得て、転用行為が着手された農地等について、当該許可に係る行為が完了するまでの間も⑧と同様とし、転用行為が終了して完了届が提出されるまで、現況にかかわらず、耕作等の目的に供される土地でないとは判断しない。

第2節 農地等の転用及び転用目的の権利移動の審査基準

法第4条第1項の規定による農地の転用許可及び法第5条第1項の規定による農地等の転用のための権利移動の許可（以下「農地転用許可」と総称する。）に係る審査基準は、法第4条第6項及び法第5条第2項の規定のほか、次によるものとする。

以下、第2節において、法第4条第1項の規定による許可の場合は、「農地等」は「農地」と読み替えるものとする。

第1 概 要

1 審査基準の構成

農地転用許可の申請に係る審査基準は、次の(1)及び(2)に大別され、申請の内容が(1)及び(2)をいずれも満たす場合に許可する。

(1) 立地基準

農地等をその営農条件及び周辺の市街地化の状況等から区分し、申請のあつた農地等がどの区分に該当するか及びその区分において許可できる事由に該当するかについて判断する基準

(2) 一般基準

申請内容について、農地等の転用の確実性や周辺農地への被害の防除措置の妥当性等を判断する基準

2 定 義

農地等の転用とは、農地を農地以外のもの又は採草放牧地を採草放牧地以外のものにする全ての事実行為をいう（以下「農地転用」、又は単に「転用」という。）。

また、法第4条第1項又は第5条第1項の許可申請を行って転用行為を実施しようとする者（法第5条第1項の申請においては譲受人）を、以下、第2節において「申請者」という。）

第2 立地基準

1 農用地区域内の農地

(1) 定 義

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号、以下「農振法」という。）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地等（法第4条第6項第1号イ）、（法第5条第2項第1号イ）

(2) 許可方針

原則として許可しない。

ただし、転用行為が次のアからウのいずれかに該当する場合には、許可することができる。

ア 土地収用法（昭和26年法律第219号）第26条第1項の規定による告示（他の法律の規定による告示とみなされるものを含む。以下「告示等」という。）に係る事業の用に供する場合（法第4条第6項ただし書）、（法第5条第2項ただし書）

イ 農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合（法第4条第6項ただし書）、（法第5条第2項ただし書）

ウ 次の（ア）及び（イ）に該当する場合（施行令第4条第1項第1号）、（施行令第11条第1項第1号）

（ア）仮設工作物の設置その他の一時的な利用（以下「一時転用」という。）のために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地等を供する必要があると認められること。

（イ）農振法第8条第1項又は第9条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画（以下、単に「農業振興地域整備計画」という。）の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

- ① 「一時転用」とは、終期を定めて、資材置場、土砂置場等、農地等への原状回復が容易にできる施設に供するため農地等を利用することをいう（第3 一般基準の4参照）。
- ② 「当該利用の目的を達成する上で当該農地等を供する必要があると認められる」とは、申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では、当該申請に係る事業

の目的を達成することができない（他の土地での代替可能性がない）と認められる場合であって、かつ、利用の目的が当該農地等を農地等として利用することと比較して優先すべきものであると認められる場合をいう。

2 第1種農地

(1) 定義

1 の農用地区域内の農地に該当しない農地等であって、良好な営農条件を備えている農地等として次のアからウのいずれかに該当するものをいう。（法第4条第6項第1号ロ）、（法第5条第2項第1号ロ）

ただし、これに該当する場合であっても、同時に甲種農地、第2種農地（4の市街化2種のみ）又は第3種農地の定義に該当するものは除く。

ア おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地等の区域内にある農地等（施行令第5条第1号）、（施行令第12条第1号）

イ 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、次の（ア）及び（イ）の要件を満たす事業（以下「特定土地改良事業等」という。）の施行に係る区域内にある農地等（施行令第5条第2号、施行規則第40条）、（施行令第12条第2号、）

（ア）次のaからeのいずれかに該当する事業（主として農地等の災害防止を目的とするものを除く。）であること。（施行規則第40条第1号）

a 農業用排水施設の新設又は変更

b 区画整理

c 農地等の造成（昭和35年度以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。）

d 埋立て又は干拓

e 客土、暗きよ排水その他の農地等の改良又は保全のために必要な事業

（イ）次のaからdのいずれかに該当する事業であること。（施行規則第40条第2号）

a 国又は地方公共団体が行う事業

b 国又は地方公共団体が直接又は間接に経費の全部又は一部につき補助その他の助成を行う事業

c 農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号）に基づき株式会社日本政策金融公庫から資金の貸付けを受けて行う事業

d 株式会社日本政策金融公庫から資金の貸付けを受けて行う事業（cを除く。）

ウ 傾斜、土性その他の自然的条件からみてその近傍の標準的な農地等を超える生産をあげることができると認められる農地等（施行令第5条第3号）、（施行令第12条第3号）

①「おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地等」とは、その農地等が山林、宅地、河川、高速自動車道等農業機械が横断することができない土地により囲まれ

た集団的に存在する状態をいう。※別紙1・補足説明の注1参照

- ② 「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地等」については、実際の工事等が行われていなくても、事業の施行区域内の農地等は第1種農地として区分する。
- ③ 「農業用用排水施設の新設又は変更」の事業については、一般的に受益地が広範囲に及ぶため、農地等の位置、周辺の土地利用状況等から、見るべき改良効果の表れていない生産力の低い孤立した農地等は、第1種農地とは取り扱わないものとする。

(2) 許可方針

原則として許可しない。

ただし、転用行為が次のアからコのいずれかに該当する場合には、許可することができる。

- ア 土地収用法第26条第1項の規定による告示等に係る事業の用に供する場合（法第4条第6項ただし書）、（法第5条第2項ただし書）
- イ 一時転用のために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地等を供することが必要であると認められる場合（施行令第4条第1項第2号柱書（同項第1号イを引用））、（施行令第11条第1項第2号柱書（同項第1号イを引用））

④ 「一時転用」については、1の①のとおり。

⑤ 「当該利用の目的を達成する上で当該農地等を供することが必要であると認められる」か否かについては、1の②のとおり。

ウ 農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設に供する場合（施行令第4条第1項第2号イ）、（施行令第11条第1項第2号イ）

⑥ 「農業用施設」には、農道、農業用用排水路、農業用ため池、耕地防風林等農地等の保全又は利用上必要な施設、畜舎、温室、植物工場、農産物集出荷施設、農産物貯蔵施設等農畜産物の生産、集荷、乾燥、調製、貯蔵、出荷の用に供する施設及び肥料貯蔵施設、種苗貯蔵施設、農機具収納施設等農業生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設、農業廃棄物処理施設などが該当する。

エ その他地域の農業の振興に資する施設として、次の（ア）から（エ）の用に供する場合（第1種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められるものに限る。）（施行令第4条第1項第2号イ）、（施行令第11条第1項第2号イ）

（ア）都市住民の農業の体験その他の都市等との地域間交流を図るために設置される施設（施行規則第33条第1号）

（イ）農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設（施行規則第33条第2

号)

(ウ) 農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設（施行規則第 33 条第 3 号）

(エ) 住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（施行規則第 33 条第 4 号）

⑦ この基準の適用に当たっては、「地域の農業の振興に資する施設」であることを前提として判断する。

⑧ 「第 1 種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められる」か否かの判断については、当該申請に係る事業目的、事業面積及び立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地等以外の土地、第 2 種農地又は第 3 種農地があるか否か、また、その土地を申請者が転用許可申請に係る事業目的に使用することが可能か否か等により行う。

⑨ 「都市住民の農業の体験その他の都市等との地域間交流を図るために設置される施設」には、都市住民の農村への来訪を促すことにより地域の活性化につながる市民農園等の農業体験施設、農家レストラン、キャンプ場等のスポーツ・レクリエーション施設、イベント開催施設に加え、都市住民の農業・農村に対する理解を深める等の効果を発揮する郷土資料館等の教養文化施設、公民館などが該当する。

⑩ 「農業従事者」には世帯員を含むものとし、「就業機会の増大に寄与する施設」は、農業従事者を相当数安定的に雇用することが確実な工場、加工流通業務施設等の事業所、店舗等であって、当該施設に新たに雇用されることとなる者に占める農業従事者の割合がおおむね 3 割以上であるものをいう。※別紙 1・補足説明の注 2 参照

オ 市街地に設置することが困難又は不適当な施設として、次の(ア)から(ウ)の用に供する場合（施行令第 4 条第 1 項第 2 号ロ）、（施行令第 11 条第 1 項第 2 号ロ）

(ア) 病院、療養所その他の医療事業の用に供する施設でその目的を達成する上で市街地以外の地域に設置する必要があるもの（施行規則第 34 条第 1 号）

(イ) 火薬庫又は火薬類の製造施設（施行規則第 34 条第 2 号）

(ウ) (ア)又は(イ)に類する施設（施行規則第 34 条第 3 号）

⑪ (ウ)の施設には、悪臭、騒音、廃煙等のため市街地の居住性を悪化させるおそれがあるごみ焼却場、下水又は糞尿等処理場等の施設及び墓地が該当する。

カ 特別な立地条件を必要とする事業として、次の(ア)から(カ)のいずれかに該当する事業の用に供する場合（施行令第 4 条第 1 項第 2 号ハ）、（施行令

第11条第1項第2号ハ)

- (ア) 調査研究（施行規則第35条第1号）
- (イ) 土石その他の資源の採取（施行規則第35条第2号）
- (ウ) 水産動植物の養殖用施設その他これに類するもの（施行規則第35条第3号）
- (エ) 流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設で、次のa又はbの区域内に設置されるもの（施行規則第35条第4号）
 - a 一般国道又は県道の沿道の区域
 - b 高速自動車国道その他の自動車のみの交通の用に供する道路（高架の道路その他の道路であって自動車の沿道への出入りができる構造のものに限る。以下「自動車専用道路」という。）の出入口の周囲おおむね300メートル以内の区域
- (オ) 既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る。）（施行規則第35条第5号）
- (カ) 第1種農地の転用事業のため欠くことができない通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路その他の施設（施行規則第35条第6号）

- (12) 「調査研究」には、温泉及び鉱物等の試掘、文化財等の発掘などが該当する。
- (13) 「土石の採取」とは、砂利、園芸用土壌、鉱物資源などの採取であり、単なる土取りは該当しない。
- (14) 「水産動植物の養殖施設」は、養殖に必要な水質、水温及び水量等の条件により代替性がないことを審査する必要があり、単に養殖施設であることをもって許可されるものではない。
- (15) 「流通業務施設」とは、トラックターミナル、卸売市場、倉庫、荷さばき場、道路貨物運送業等の事務所などをいうが、申請にかかる農地等を供することについて、特別な立地条件を必要とするか、個別に慎重に判断する。
- (16) 「沿道の区域」とは、施設の間口の大部分が道路に接して建設されることをいい、引込道路のみが当該道路に接しているようなものは該当しない。
- (17) 「自動車専用道路の出入口」とは、いわゆる「インターチェンジ」のことをいう。
- (18) 「既存の施設の拡張」とは、既存の施設の機能の維持・拡充等のため、既存の施設に隣接する土地に施設を整備することをいう。

キ 隣接する土地と一体として同一事業の目的に供するために行うものであつて、当該事業の目的を達成する上で申請に係る農地等を供することが必要と認められる場合。ただし、申請に係る事業の全体面積に占める第1種農地と甲種農地の面積の合計の割合が3分の1を超えず、かつ甲種農地の割合が5分の1を超えないものに限る。（施行令第4条第1項第2号ニ、施行規則第36条）、（施行令第11条第1項第2号ニ、施行規則第54条）

- (19) 第1種農地及び甲種農地以外の土地となるのは、山林、原野、宅地等以

外の地目の土地に加えて、第2種農地、第3種農地に区分される農地等も対象となる。

- ク 公益性が高いと認められる事業として、次の(ア)から(カ)のいずれかに該当する事業の用に供する場合（施行令第4条第1項第2号ホ）、（施行令第11条第1項第2号ホ）
- (ア) 土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業（太陽光発電設備に関するものを除く）（施行規則第37条第1号）
- (イ) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項各号に掲げる目的を達成するために行われる森林の造成（施行規則第37条第2号）
- (ウ) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第24条第1項に規定する関連事業計画若しくは急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第9条第3項に規定する勧告に基づき行われる家屋の移転その他の措置又は同法第10条第1項若しくは第2項に規定する命令に基づき行われる急傾斜地崩壊防止工事（施行規則第37条第3号）
- (エ) 非常災害のために必要な応急措置（施行規則第37条第4号）
- (オ) 土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域（以下単に「非農用地区域」という。）と定められた区域内にある土地を当該非農用地区域に係る土地改良事業計画に定められた用途に供する行為（施行規則第37条第5号）
- (カ) 次に掲げる法律の規定に基づく事業であって施行令に規定するもの（農業上の土地利用との調整を要する場合は、それが整ったもの）
- a 工場立地法（昭和34年法律第24号）
 - b 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）
 - c 集落地域整備法（昭和62年法律第63号）
 - d 優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平成10年法律第41号）
 - e 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
 - f 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）
 - g 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）
 - h 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
 - i 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）（施行令第4条第1項第2号ホ、施行規則第37条）、（施行令第11条第1項第2号ホ（施行令第4条第1項第2号ホを引用）
- ケ 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）、総合保養地域整備法（昭和62年法律第71号）、多極分散型国土形成

促進法（昭和 63 年法律第 83 号）、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成 4 年法律第 76 号）及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号、これらの法律を、以下「地域整備法」と総称する。）の定めるところに従って転用される場合で、施行令で定める要件に該当するもの（施行令第 4 条第 1 項第 2 号～(1) から(5)）、（施行令第 4 条第 1 項第 2 号～）（施行令第 11 条第 2 項（施行令第 4 条第 1 項第 2 号～を引用））

コ 地域の農業振興に関する市町の計画（農振法第 8 条第 1 項に規定する市町村農業振興地域整備計画又は同計画に沿って当該計画に係る区域内の農地の効率的な利用を図る観点から市町が作成する計画）においてその種類、位置及び規模が定められている施設（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和 44 年農林省令第 45 号、以下「農振法施行規則」という。）第 4 条の 5 第 1 項第 26 号の 2 に規定する計画にあっては、同号に規定する農用地等以外の用途に供することを予定する土地の区域内において設置するものとして当該計画に定められている施設）を当該計画に従って整備する場合（施行令第 4 条第 1 項第 2 号～(6)、施行規則第 38 条及び第 39 条）、（施行令第 11 条第 2 項（施行令第 4 条第 1 項第 2 号～を引用））

②0 「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地等」は第 1 種農地であるが（2 の(1)のイ）、当該非農用地区域に係る土地改良事業計画に定められた用途に供する場合は許可することができる。

土地改良事業計画に定められた用途以外の用途に供する場合は、第 1 種農地に係る他の例外的に許可できる基準に該当する場合に限り許可することができる。

②1 地域整備法に基づく開発計画等の策定に当たっては、農林水産大臣の意見が反映される仕組みとなっており、計画等に基づく施設整備に当たっては、あらかじめ土地の農業上の利用との調整が行われることから、当該計画等に基づく農地転用は認めるものとする。

3 第 3 種農地

(1) 定 義

1 の農用地区域内の農地に該当しない農地等であって、次のアからウのいずれかの要件を満たすことにより、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地等と判断されるものをいう。（法第 4 条第 6 項第 1 号ロ(1)、法第 5 条第 2 項第 1 号ロ(1)）。

ただし、同時に甲種農地の定義に該当するものは除く。

ア 道路、下水道その他の公共施設又は鉄道の駅その他の公益的施設の整備の状況が次の(ア)又は(イ)の程度に達している区域（施行令第 7 条第 1 号）、（施行令第 14 条（施行令第 7 条第 1 号を引用））

(ア) 水管、下水道管又はガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路（幅

員 4 メートル以上の道及び建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項の指定を受けた道で現に一般交通の用に供されているものをいい、自動車専用道路及び農業用道路を除く。）の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請に係る農地等からおおむね 500 メートル以内に 2 以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存すること。（施行規則第 43 条第 1 号）

- （イ）申請に係る農地等からおおむね 300 メートル以内に次の a から d の施設のいずれかが存在すること。（施行規則第 43 条第 2 号）
- a 鉄道の駅、軌道の停車場又は船舶の発着場
 - b 高速自動車国道その他の自動車専用道路の出入口
 - c 県庁、市役所、区役所又は町役場（これらの支所を含む。）
 - d その他 a、b、c に類する施設
- イ 宅地化の状況が次の（ア）から（ウ）の程度に達している区域（施行令第 7 条第 2 号）、（施行令第 14 条（施行令第 7 条第 2 号を引用））
- （ア）住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしていること。（施行規則第 44 条第 1 号）
- （イ）街区（道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された地域）の面積に占める宅地の面積の割合が 40 パーセントを超えていること。（施行規則第 44 条第 2 号）
- （ウ）都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められていること。（施行規則第 44 条第 3 号）
- ウ 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 2 条第 1 項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域（（施行令第 7 条第 3 号）、（施行令第 14 条（施行令第 7 条第 3 号を引用）））

① 「教育施設」とは次のアからウのいずれかに該当するものをいう。

ア学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）

イ 同法第 124 条に規定する専修学校

ウ 同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校（教養、料理、裁縫などの学校）

② 「医療施設」とは次のアからウのいずれかに該当するものをいう。

ア 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院

イ 同条第 2 項に規定する診療所

ウ 同法第 2 条第 1 項に規定する助産所

③ 「その他の公共施設又は公益的施設」とは周辺地域の市街化を誘引することができると判断できる施設のみが該当する。したがって農業用施設等、2 の（2）の第 1 種農地の不許可の例外（施行令第 4 条第 1 項第 2 号）に該当する施設は該当しない。

④ （1）のアの（イ）の d にはバスターミナルなどが該当する。

⑤ 「水路」には、法定外公共物である水路は含まない。

(2) 許可方針

原則として許可する。 (法第4条第6項第1号口(1))、(法第5条第2項第1号口(1))

4 第2種農地（市街化2種）

(1) 定義

1の農用地区域内の農地に該当しない農地等であって、次のア又はイのいずれかの要件を満たすことにより、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地等と判断されるものをいう。 (法第4条第6項第1号口(2))、(法第5条第2項第1号口(2))

ただし、同時に甲種農地の定義に該当するものは除く。

ア 道路、下水道その他の公共施設又は鉄道の駅その他の公益的施設の整備の状況が3(1)アの第3種農地になることが見込まれる区域として次の(ア)又は(イ)の程度のもの (施行令第8条第1号)、(施行令第15条 (施行令第8条第1号を引用))

(ア) 相当数の街区を形成している区域 (施行規則第45条第1号)

(イ) 次のaからcの施設の周囲おおむね500メートル以内の区域 (施行規則第45条第2号)

a 鉄道の駅、軌道の停車場又は船舶の発着場

b 都道府県庁、市役所、区役所又は町村役場 (これらの支所を含む。)

c その他a及びbに類する施設

なお、これらの施設から半径500メートルの円で囲まれる区域の宅地の面積の割合が40パーセントを超える場合は、この500メートルの円の区域を、その割合が40パーセント (最大1キロメートル) となるまで延長した区域

イ 宅地化の状況が3(1)イの第3種農地になることが見込まれる区域として、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にあり、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるもの (施行令第8条第2号、施行規則第46条)、(施行令第15条 (施行令第8条第2号を引用))

① 「相当数の街区を形成している区域」とは、道路 (農業用道路を除く。) が網状に配置されることにより複数の街区が存在している状況をいう。

② (1)のアの(イ)のcには、バスターミナルなどが該当する。

(2) 許可方針

申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができる (代替性がある) と認められる場合以外

は、許可する。（法第4条第6項第2号）、（法第5条第2項第2号）

ただし、代替性がある場合でも次のア及びイの場合は例外的に許可することができる。（施行令第4条第2項）、（施行令第11条第2項）

ア 土地収用法第26条第1項の規定による告示等に係る事業の用に供する場合

イ 2(2)の第1種農地の許可方針のウからオ、クからコのいずれかに該当する場合

5 第2種農地（その他2種）

(1) 定義

1の農用地区域内の農地に該当せず、かつ農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い農地等であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地（4の市街化2種に限る）及び第3種農地のいずれの定義にも該当しない農地等をいう。（法第4条第6項第2号、法第5条第2項第2号）

(2) 許可方針

4の(2)と同じ。

6 甲種農地

(1) 定義

1の農用地区域内の農地に該当しない都市計画法第7条第1項の市街化調整区域にある農地等であって、次のア又はイの要件を満たすものをいう。（法第4条第6項第1号ロ、法第5条第2項第1号ロ）

なお、甲種農地の定義に該当するものは、同時に第1種農地、第2種農地又は第3種農地の定義に該当する場合であっても甲種農地として区分する。

ア おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地等の区域内にある農地等のうち、区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するものと認められること。（施行令第6条第1号、施行規則第41条）、（施行令第13条第1号、施行規則第55条）

イ 特定土地改良事業等（2(1)イ参照）の施行に係る区域内にある農地等のうち、当該工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過したもの以外のもの

この場合、特定土地改良事業等のうち農地等を開発すること又は農地等の形質に変更を加えることによって当該農地等を改良し、若しくは保全することを目的とする事業で次の(ア)及び(イ)に掲げる基準に適合するものの施行に係る区域内にあるものに限る。（施行令第6条第2号）、（施行令第13条第2号）

(ア) 次のaからdのいずれかに該当する事業（主として農地等の災害防止を

- 目的とするものを除く。) (施行規則第 42 条第 1 号)
- a 区画整理
 - b 農地等の造成 (昭和 35 年度以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。)
 - c 埋立て又は干拓
 - d 客土、暗きよ排水その他の農地等の改良又は保全のために必要な事業
- (イ) 次の a 又は b のいずれかに該当する事業 (施行規則第 42 条第 2 号)
- a 国又は県が行う事業
 - b 国又は県が直接又は間接に経費の全部又は一部を補助する事業

- ① 「おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地等」については、2 の第 1 種農地の(1)のアと同じ。
- ② 「工事が完了した年度」については、土地改良事業の工事の場合にあっては土地改良法第 113 条の 3 第 2 項又は第 3 項の規定による公告により、土地改良事業以外の事業の工事の場合にあっては事業実績報告等により確認する。

◇例示

- ・「高性能農業機械による営農に適するもの」とは、例えば、30 アール区画に整備された田などが考えられる。

(2) 許可方針

原則として許可しない。

ただし、転用行為が次のアからケのいずれかに該当する場合には、許可することができる。

- ア 土地収用法第 26 条第 1 項の規定による告示等に係る事業の用に供する場合 (法第 4 条第 6 項ただし書) 、 (法第 5 条第 2 項ただし書)
- イ 一時転用のために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地等を供する必要があると認められる場合 (施行令第 4 条第 1 項第 2 号柱書 (同項第 1 号イを引用)) 、 (施行令第 11 条第 1 項第 2 号柱書 (同項第 1 号イを引用))

- ③ 「一時転用」については、1 の①のとおり。
- ④ 「当該利用の目的を達成する上で当該農地等を供する必要があると認められる」か否かについては、1 の②のとおり。

- ウ 農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設に供する場合 (施行令第 4 条第 1 項第 2 号イ) 、 (施行令第 11 条第 1 項第 2 号イ)
- エ その他地域の農業の振興に資する施設として、次の(ア)から(ウ)の用に供する場合 (第 1 種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められるものに限る。) (施行

令第4条第1項第2号イ)、(施行令第11条第1項第2号イ)

(ア) 都市住民の農業の体験その他の都市等との地域間交流を図るために設置される施設(施行規則第33条第1号)

(イ) 農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設(施行規則第33条第2号)

(ウ) 農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設(施行規則第33条第3号)

(エ) 住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。ただし、敷地面積がおおむね500平方メートルを超えないものに限る。(施行規則第33条第4号)

オ 特別な立地条件を必要とする事業として、次の(ア)から(オ)のいずれかに該当する事業の用に供する場合(施行令第4条第1項第2号ハ)、(施行令第11条第1項第2号ハ)

(ア) 調査研究(施行規則第35条第1号)

(イ) 土石その他の資源の採取(施行規則第35条第2号)

(ウ) 水産動植物の養殖用施設その他これに類するもの(施行規則第35条第3号)

(エ) 流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設で、次の区域内に設置されるもの(施行規則第35条第4号)

a 一般国道又は県道の沿道の区域

b 自動車専用道路の出入口の周囲おおむね300メートル以内の区域

(オ) 既存施設の拡張(拡張に係る部分の敷地面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る。)(施行規則第35条第5号)

カ 隣接する土地と一体として同一事業の目的に供するために行うものであつて、当該事業の目的を達成する上で申請に係る農地等を供することが必要と認められる場合。ただし、申請に係る事業の全体面積に占める第1種農地と甲種農地の面積の合計の割合が3分の1を超えず、かつ甲種農地の割合が5分の1を超えないものに限る。(施行令第4条第1項第2号ニ、施行規則第36条)、(施行令第11条第1項第2号ニ、施行規則第54条)

キ 公益性が高いと認められる事業として、次の(ア)から(エ)のいずれかに該当する事業の用に供する場合(施行令第4条第1項第2号ホ)、(施行令第11条第1項第2号ホ)

(ア) 森林法第25条第1項各号に掲げる目的を達成するために行われる森林の造成(施行規則第37条第2号)

(イ) 非常災害のために必要な応急措置(施行規則第37条第4号)

(ウ) 非農用地区域と定められた区域内にある土地を当該非農用地区域に係る土地改良事業計画に定められた用途に供する行為(施行規則第37条第5号)

号)

(エ) 次に掲げる法律の規定に基づく事業であつて施行令に規定するもの（農業上の土地利用との調整を要する場合は、それが整つたもの）

a 集落地域整備法

b 優良田園住宅の建設の促進に関する法律

c 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（施行令第4条第1項第2号ホ、施行規則第37条第9号から第11号）、（施行令第11条第1項第2号ホ（施行令第4条第1項第2号ホを引用）

ク 地域整備法の定めるところに従つて転用される場合で、施行令で定める要件に該当するもの（施行令第4条第1項第2号ヘ（1）から（5））、（施行令第11条第1項第2号（施行令第4条第1項第2号ヘを引用））

ケ 地域の農業振興に関する市町の計画（農振法第8条第1項に規定する市町村農業振興地域整備計画又は同計画に沿つて当該計画に係る区域内の農地の効率的な利用を図る観点から市町が作成する計画）においてその種類、位置及び規模が定められている施設（農振法施行規則第4条の5第1項第26号の2に規定する計画にあっては、同号に規定する農用地等以外の用途に供することを予定する土地の区域内において設置するものとして当該計画に定められている施設）を当該計画に従つて整備する場合（施行令第4条第1項第2号ヘ（6）、施行規則第38条、施行規則第39条）、（施行令第11条第1項第2号（施行令第4条第1項第2号ヘを引用））

⑤ エの（ア）から（エ）の施設については、「第1種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められる」か否かの判断については、2の⑨のとおり。

⑥ 2（第1種農地）の（2）のうち、才の市街地に設置することが困難又は不適当な施設、才の（才）の第1種農地の転用事業のため欠くことができない施設、クの公益性が高いと認められる事業の（ア）（土地収用法）、（ウ）（地すべり等防止法）、（カ）のa（工場立地法）、b（独立行政法人中小企業基盤整備機構法）、f（東日本大震災復興特別区域法）、g（農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律）、h（地球温暖化対策の推進に関する法律）i（農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律）に基づくものは、甲種農地では認められていない。

その他の例外に許可できる場合については第1種農地と同じ。

第3 一般基準

第2の立地基準により許可できる場合であつて、かつ、次の1から4のいずれにも該当しないとき、許可することができる。

1 農地等の転用の確実性

次の(1)から(8)のいずれかに該当することにより、申請に係る農地等の全てを申請に係る用途に供することが確実と認められない場合（法第4条第6項第3号）、（法第5条第2項第3号）

(1) 農地等の転用を行うために必要な資力及び信用があると認められないこと。
(法第4条第6項第3号)、(法第5条第2項第3号)

- ① 「信用」とは、申請適格等及び過去の実績について審査する。
- ② 申請適格等については、申請者が自然人の場合、法律上行為能力を有する者であることが必要であり、例えば、未成年者が親権者等の同意を得ていない場合、法人については、申請に係る事業の内容が定款その他の基本約款において定められた目的又は業務に適合するものでない場合、「信用」があるとは認められないものとする。
- ③ 過去の実績については、申請者が法第51条の規定による原状回復等の措置を現に命じられている場合、又は過去に許可を受けた申請者が特別な理由もないにもかかわらず、計画どおり転用事業を行っていない場合には、「信用」があるとは認められないものとする。

(2) 農地等の転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていないこと。
(法第4条第6項第3号)、(法第5条第2項第3号)

- ④ 「農地等の転用行為の妨げとなる権利」とは、法第3条第1項本文に掲げる権利のうち使用貸借による権利以外のものをいう。
- ⑤ 使用貸借による権利は農地の権利を取得する第三者に対抗できないため該当しないが、作付け中であるにもかかわらず収穫前に転用に着手する場合は、使用貸借による権利を有する者は「転用行為の妨げとなる権利を有する者」に該当するものとする。
- ⑥ 隣接農地等の所有者等は、「転用行為の妨げとなる権利を有する者」には該当しない。

(3) 許可を受けた後、遅滞無く、申請に係る農地等を申請に係る用途に供する見込みがないこと。
(施行規則第47条第1号)、(施行規則第57条第1号)

- ⑦ 「遅滞無く、申請に係る農地等を申請に係る用途に供する」とは、速やかに工事に着手し必要最小限の期間で申請に係る用途に供されることをいい、これに要する期間は、事業目的からみて通常必要としている期間であるか、事業の一体性から事業用地を分割することが著しく困難であるか等により、転用期間の妥当性を判断する。

(4) 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分が必要な

場合は、これらの処分がなされなかつたこと又は処分がされる見込みがないこと。

許認可等を必要とする関連法令（主なもの）については、別表1参照（施行規則第47条第2号）、（施行規則第57条第2号）

- ⑨ 行政庁の免許、許可、認可等の処分については、当該処分がなされたことを確認し、手続中の場合は必要に応じ担当部局の見解を聴取して判断する。ただし、都市計画法第5条第1項による都市計画区域内における同法第29条第1項又は第43条第1項による許可（開発許可又は建築許可）については、同法担当部局との事前調整を行った上で、同時許可とする。
- ⑩ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条による事業計画認定（第10条の変更が行われる場合はこれを含む。以下本項において同じ。）をする事業については、認定後に許可することを基本とする。

（5）申請に係る事業の施行に関して法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議を現に行っていること。（施行規則第47条第2号の2）、（施行規則第57条第2号の2）

- ⑪ 法令により協議が義務付けられている場合は、協議の結果により転用行為の内容に変更が生じる可能性があることから、協議の終了（事業内容の確定）をもって、転用の確実性を判断する。

（6）申請に係る農地等と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがないこと。（施行規則第47条第3号）、（施行規則第57条第3号）

- ⑫ 申請に係る事業について、農地等以外の土地を併せて利用する計画である場合、その土地を申請目的に利用できる見込みがないときは、転用の確実性がないと判断する。

（7）申請に係る農地等の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められないこと。（施行規則第47条第4号）、（施行規則第57条第4号）

- ⑬ 「適正」な面積かどうかの判断は、申請に係る事業に必要な施設の配置計画図等に基づいて行うことを基本とし、事業に必要な施設には、当該事業に直接必要な施設のほか、周辺の土地への被害防除措置等のために必要な施設、法令上、事業区域内に確保することが求められている施設等を含む。
- ⑭ 戸建住宅団地（事業区域内に複数の戸建住宅と関連施設を一体的に整備するもの。建築条件付売買予定地を含む）については、計画される住宅の区画ごとの敷地面積が500m²（建築面積に22分の100を乗じた面積が500m²以下の場合は、その面積。建築条件付売買予定地の場合は、予定される標準的な住宅の建築面積を基準

とする。) を超えない計画であることを基本として判断する。

- ⑯ 資材置場は、配置図と併せて、資材の種類及び量、搬入及び搬出の頻度等から、計画面積の必要性について判断する。

(8) 申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成（その処分を含む。）のみを目的とするものであること。ただし、別表2の場合等、例外的に許可できる場合を除く。（施行規則第47条第5号）、（施行規則第57条第5号）

- ⑯ 残土処分を目的とした転用は、土地の造成のみを目的とした転用に該当するため許可できない。
- ⑰ 建築条件付売買予定地への転用について、一定の要件を満たす場合は、土地の造成のみを目的とするものに該当しないものとして取り扱うものとする。※別紙1・補足説明の注3参照
- ⑱ 「貸露天施設」（貸資材置場等）への転用の確実性の判断は、造成目的ではないことについて、次のアからウの全てに該当することを確認する。
- ア 申請者が、自ら土地の造成など露天施設の整備を行うこと（請負等による場合は申請者が発注者であること）
- イ 露天施設を利用する者の当該施設を利用する必要性及び利用の確実性について契約書等で確認できること
- ウ 露天施設を利用する者が申請者とならないことについて、合理的な理由があること

2 被害防除措置の妥当性

農地等の転用により、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合（法第4条第6項第4号）、（法第5条第2項第4号）

- ① 「土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合」とは、土砂の流出又は崩壊のおそれがある場合のほか、ガス、紛じん又は鉱煙の発生、湧水、捨石等により周辺農地等の営農上への支障がある場合が該当する。
- ② 「その他の周辺の農地等に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合」には、次のアからウの場合が該当する。
- ア 申請に係る農地等の位置等からみて、集団的に存在する農地等を蚕食し、又は分断するおそれがあると認められる場合
- イ 周辺の農地等の日照、通風等に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合
- ウ 農道、ため池その他の農地等の保全又は利用上必要な施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがある場合
- ③ 必要と認められる場合は、申請者に対し、「隣接農地所有者の同意書」及び「申

請地の縦横断図」の添付を求め、それらの資料及び現地調査により被害防除措置の妥当性を審査する。

3 農業上の効率的かつ総合的な利用の確保

地域における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地等の利用の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合として、次の(1)、(2)又は(3)に該当する場合（法第4条第6項第5号）（法第5条第2項第5号）

① 申請に係る農地等が都市計画法第8条第1項による用途地域に定められている土地の区域（別に農林水産省農村振興局長が定めるところにより行われた土地利用との調整が整ったものに限る）内にある場合は、「農地等の利用の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合」には該当しないものとする。

- (1) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号、以下「基盤法」という。）第19条第7項の規定による地域計画の案の公告があつてから、同条第8項の規定による地域計画（以下単に「地域計画」という。）の決定又は変更の公告があるまでの間において、当該地域計画の案に係る農地等を転用することにより、当該地域計画に基づく農地等の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合
- (2) 地域計画に係る農地等を転用することにより、当該地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合（施行令第8条の2、施行規則第47条の3第1号、第2号）、（施行令第15条の2、施行規則第57条の3第1号、第2号）
- (3) 農用地区域を定めるための農振法第11条第1項の規定による公告があつてから同法第12条第1項（同法第13条第4項において準用する場合を含む。）の規定による公告があるまでの間において、同法第11条第1項の規定による公告に係る同法第8条第1項に規定する市町村農業振興地域整備計画の案に係る農地（農用地区域として定める区域内にあるものに限る。）を転用することにより、当該計画に基づく農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合（施行令第8条の2、施行規則第47条の3第3号）、（施行令第15条の2、施行規則第57条の3第3号）

4 一時転用

一時転用をしようとする場合において、次の(1)又は(2)に該当する場合

- (1) 一時転用の後にその土地が耕作の目的に供されること（農地への復元）が確実と認められないこと。（法第4条第6項第6号）、（法第5条第2項第7号前段）

採草放牧地の場合、一時転用に供された後にその土地が耕作の目的又は主として耕作等の事業のための採草若しくは家畜の放牧に供されることが確実と認められないこと。（法第5条第2項第7号後段）

（2）一時転用のために、所有権を取得しようとする場合（法第5条第2項第6号）

① 「一時転用」については、第2の1の①のとおり。

ただし、イベント会場等、農地等をその区画や形質を変更することなく短期間で利用し、当該利用が終了した後、直ちに当該農地等を耕作等の目的に供することができるようが明らかな場合は、転用には当たらないものとして取り扱うことができる。

② 次のア及びイについて、「一時転用」に該当するものとして取り扱う。※②から④について、別紙1・補足説明の注4-1及び4-2を参照

ア 農地改良（農地等の所有者又は耕作者が、農地等の生産性を向上させる目的で農地等の区画形質を変更することをいう。）を行う場合。ただし、その行為により1作（1年未満）以上の休耕を必要とする場合又は盛土高が1メートルを超える場合のいずれにも該当しないときは、転用に該当しないものとして取り扱うことができるものとする。

イ 農地（水田）に軽微な形質変更を加えて養殖池（これに附帯して設置される給排水施設その他の養殖施設で当該養殖池の利用及び保全に必要不可欠なものを含む。以下同じ。）として利用する場合。

③ 期間については、申請に係る目的を達成できる必要最小限の期間とし、農地等への復元に要する期間も含めて、農用地区域内の農地等は3年以内、それ以外の農地等は5年以内とする。ただし、②のイの施設に限り、一定の要件（別紙1・補足説明の注6、7-3、注8-2参照）に該当する場合は10年以内とすることができる。

④ 期間満了後は確実に農地等に復元させることとして、再度の許可は行わない。ただし、②のイの施設に限り、一定の要件（別紙1・補足説明の注4参照）に該当する場合は再度の許可を行うことができるものとする。

5 農地を採草放牧地に転用する場合

農地を採草放牧地として利用するために法第3条第1項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、法第5条第2項とともに法第3条第2項で規定する基準に該当しない場合（法第5条第2項第8号）

6 農地転用のため、基盤法第16条の3第1項に規定する認定経営発展法人から第3条第1項本文に掲げる権利を取得しようとする場合（当該認定経営発展法人がその農業経営発展計画に記載する基盤法第16条の2第2項第5号イ及びロに掲げる事項としてこれらの権利の設定又は移転について同条第1項又は同法第16条の3第1項の認定を受けている場合を除く。）

第4 その他

1 法第4条第1項及び第5条第1項の許可に係る事務処理基準

(1) 貸借権の設定された農地等の転用に係る事務処理については、申請に係る農地等の全部又は一部が貸借権の設定された農地等である場合であって、当該農地等について耕作等を行っている者以外の者が転用する場合の許可は、その農地等に係る法第18条第1項の賃貸借の解約等の許可権者である農業委員会等（農業委員会及び農業委員会を置いていない町にあっては町長をいう。以下同じ。）と事前調整を行った上で、処理するものとする。

(2) 公的な計画との調整については、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第5条第1項に規定する実施計画に基づく産業用地等の整備など地域の振興等の観点から地方公共団体等が定める公的な計画に従って、農地等を転用して行われる施設整備等については、農業上の土地利用との調和を図る観点から、当該実施計画の策定の段階で、転用を行う農地等の位置等について、当該実施計画の所管部局と十分な調整を行うものとする。

(3) 転用目的が資材置場のように建築物の建築等を伴わないもの（以下「資材置場等」という。）である場合には、当該転用目的どおり十分な利用がなされないまま他用途に転換されることがないよう、事業規模の妥当性、事業実施の確実性等を的確に判断する必要がある。

例えば、過去に資材置場等に供する目的で農地転用許可を受けたことのある事業者から新たな申請があった場合には、過去に実施した転用事業が当初計画どおりに実施されているか確認する必要がある。

また、資材置場等の目的で申請があった土地が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第3項に基づく認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画の設備の所在地となっている場合であって、農地転用許可の基準上、当該設備の設置が許可できない土地である場合にあっては、偽りその他不正の手段により農地転用許可を得ようとしている可能性を考慮し、事業者等から事情を聴取するなど、慎重かつ十分な審査を行う必要がある。

また、資材置場等に供する目的で農地転用許可をした場合には、その後の一定期間、農業委員会等と連携して、当該土地の利用状況を確認する。

別紙1・補足説明

注1 「おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地等」について（第2節の第2の2の①）

- ① 「おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地等」とは、その農地等が山林、宅地、河川、高速自動車道等農業機械が横断することができない土地により囲まれた集団的に存在する状態をいう。「一団の農地等」を優良農地等と位置付けているのは、農地等がまとまって存在することによって、農業機械による営農が可能になり、労働生産性が高まること、農道等の維持管理や防除作業を効率的に行うことができること等、スケールメリットが活かせることによる。なお、具体的には、次の②から⑥により判断するものとする。
- ② 農業用道路、農業用用排水施設、防風林等により分断されている場合や農業用施設等が点在している場合であっても、実際に、農業機械が容易に横断し又は迂回することができ、一体として利用することに支障があると認められない場合には、一団の農地等として取り扱う。なお、「農業用道路、農業用用排水施設、防風林等」には、道路法上の道路や河川であっても、農業機械が容易に横断できるなど農作業に支障がないものを含む。また、「農業用施設等が点在している場合」については、農業用ハウス等の農業用施設のほか、農家住宅等が点在している場合も含む。
- ③ 傾斜、土性その他の自然的条件からみて効率的な営農を行うことができず、一体として利用することに支障があると認められる場合には、一団の農地として取り扱わない。例えば、段々畑のような傾斜地や谷地田の農地等の集団と、平坦地の農地等の集団が連続して一団の農地等を形成している場合には、両者の間でスケールメリットを活かすことは困難と考えられることから、それぞれ別の「一団の農地等」と判断する。
- ただし、傾斜地の農地の集団に農道が整備されており、かつ、ほ場の傾斜が農業機械を効率的に利用するのに支障がないと認められる場合には、両者の間でスケールメリットを活かすことは可能と考えられるため、同じ「一団の農地等」と判断する。
- ④ 「容易に横断することができる」か否かについては、道路については交通量や農業機械が容易に乗り入れし、横断することができる構造か等により判断する。具体的には、「容易に横断し又は迂回」できない道路とは次のア又はイに該当するものとする。
- ア 片側2車線の道路
- イ 片側1車線の道路のうち、中央分離帯又は高低差等により、道路の両側の農地等を一体として利用することに支障があると認められるもの
- ⑤ 「迂回することができる」か否かについては、「一団の農地」の内部に数メートルの段差があっても、段差の周囲に農業機械が容易に迂回できる道路が存在す

るかにより判断する。

- ⑥ 複数の地目（田、畠、果樹園）や土地改良事業を実施している農地と実施していない農地が混在している場合であっても「一団の農地等」として取り扱う。

注2 「農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設」について（第2節の第2の2の（2）のエの⑩）

- ① 「農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設」の用に供するための転用許可申請書には、雇用計画及び申請者と市町との協定を添付することを求めた上で、農業従事者の雇用の確実性の判断を行うものとする。
- ② 当該雇用協定においては、新たに雇用された農業従事者（当該施設において新たに雇用されたことを契機に農業に従事しなくなった者を含む。）の雇用実績を毎年市町に報告し、新たに雇用された農業従事者の割合がおおむね3割未満となった場合に、その割合をおおむね3割以上に増やすために講ずべき措置が併せて定められているか確認するものとする。

注3 「建築条件付売買予定地への転用」について（第2節の第3の1の（8）の⑯）

- ① 「建築条件付売買予定地」とは、転用許可申請者が自己の所有する宅地造成後の土地を売買するに当たり、土地購入者との間において自己又は自己の指定する建設業者との間に当該土地に建設する住宅について一定期間内に建築請負契約が成立することを条件として売買が予定される土地をいう。
- ② 「一定の要件」とは、次のアからウの要件を全て満たすことが確実と認められる場合をいう。
- ア 当該土地について、申請者と土地購入者とが売買契約を締結し、当該申請者又は当該申請者が指定する建設業者（建設業者が複数の場合を含む。イにおいて同じ。）と土地購入者とが当該土地に建設する住宅について一定期間内（おおむね3月以内）に建築請負契約を締結することを約すること。
- イ アの申請者又は申請者が指定する建設業者と土地購入者とが、アの一定期間内に建築請負契約を締結しなかった場合には、当該土地を対象とした売買契約が解除されることが当事者間の契約書において規定されていること。
- ウ 申請者は、農地転用許可に係る当該土地の全てを販売することができないと判断したときは、販売することができなかった残余の土地に自ら住宅を建設すること。
- （「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可の取扱いについて」（平成31年3月29日30農振第4002号農林水産省農村振興局長通知を参照）

注4－1 「養殖池」について一時転用期間を10年以内とすることができる場合及び再許可できる場合（第2節の第3の4の②のイ）

- ① 一時転用の期間を10年以内とすることができる要件は、次のアからエの全てに

該当すると認められる場合とする。

- ア 当該転用の目的が、農地を養殖池に一時転用して、内水面における水産動植物の養殖の事業を行うものであること。
 - イ 養殖池とするために施工する工事が、必要最小限のものであり、かつ、簡易な土地の掘削又は盛土等容易に農地に復元し得る程度のものであること。なお、コンクリートの打設等を行うことは、容易に農地に復元し得る程度の工事であるとは認められない。
 - ウ 当該申請に係る事業者が、次に掲げる事項を内容とする協定（以下「協定」という。）を市町と締結し、又は締結することが確実と認められること。
 - (ア) 養殖池の利用及び管理に関する事項
 - (イ) 周辺農地等の農業上の利用の確保に関する事項
 - (ウ) 地域の農業とのかかわりに関する事項
 - (エ) 養殖池の利用の廃止及び原状回復に関する事項
 - (オ) その他必要な事項
 - エ 基盤法第19条による「地域計画」において、当該申請に係る土地について、地域の農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者に対し権利の移転又は設定を行うことが具体的に計画されていないこと。
(「農地を養殖池に一時転用する場合における農地転用許可の取扱いについて」（令和3年3月4日 2農振第2935号農林水産省農村振興局長通知）参照)
- ② 一時転用期間の満了に伴い、再許可ができる場合はその申請の際に、当初の許可の要件を引き続き満たすものと認められる場合とする。

別表1

関連法令(主なもの)

法律名	許認可、手続等の内容
農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)	農業振興地域整備計画における農用地区域からの除外、農用地区域の用途区分の変更
都市計画法(昭和43年法律第100号)	都市計画区域内の開発許可、建築許可など
宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)	規制区域内の一定規模以上の盛土等に関する工事の許可
森林法(昭和26年法律第249号)	開発行為の許可、保安林内の立木伐採の許可など
墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)	墓地の新設・変更等の許可
道路法(昭和27年法律第180号)	工事の承認、占用の許可など
国有財産法(昭和23年法律第73号)	法定外公共用財産の用途廃止、売払いなど
広島県普通河川等保全条例(昭和23年条例第25号)	工事を施行する場合の許可
河川法(昭和39年法律第167号)	工事等の承認、土地占有の許可など
砂利採取法(昭和43年法律第74号)	砂利採取計画の認可
採石法(昭和25年法律第291号)	岩石採取計画の認可
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)	一般廃棄物処理施設の設置の許可 産業廃棄物処理施設の設置の許可
砂防法(明治30年法律第29号)	砂防指定地内での制限行為等の許可など
地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)	地すべり等防止区域内の制限行為の許可など
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)	急傾斜地崩壊危険区域内の制限行為の許可
自然公園法(昭和32年法律第161号)	自然公園内の行為の許可、届出
広島県立自然公園条例(昭和34年条例第41号)	〃
自然環境保全法(昭和47年法律第85号)	自然環境保全地域内の行為の許可、届出
広島県自然環境保全条例(昭和47年条例第63号)	〃
水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)	特定施設の設置の届出
瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)	特定施設の設置の許可
文化財保護法(昭和25年法律第214号)	文化財の有無の事前協議、土木工事等の届出など
工場立地法(昭和34年法律第24号)	工場立地の届出
土地区画整理法(昭和29年法律第119号)	土地区画整理事業実施中の場合、仮換地の状況など
土地改良法(昭和24年法律第195号)	土地改良事業実施中の場合、換地計画の状況など
ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例(平成3年条例第4号)	指定地域等での土地の区画形質の変更等の届出
大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)	大規模小売店舗の新設等の届出
環境影響評価法(平成9年法律第81号)	環境影響評価の実施
広島県環境影響評価に関する条例(平成10年条例第21号)	〃
広島県土砂の適正処理に関する条例(平成16年条例第1号)	土砂埋立行為の許可
電気事業者による再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)	再生可能エネルギー発電事業計画の認定、事業計画の変更認定など
土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)	土地の形質変更の届出など
特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)	特定都市河川・流域における雨水浸透阻害行為の許可

別表2

土地の造成のみを行う事業が例外として認められる場合（主なもの）

（施行規則第47条第5号）、（施行規則第57条第5号）

イ	農業構造の改善に資する事業の実施により農業の振興に資する施設の用に供される土地を造成するため農地等を転用する場合であって、当該農地等が当該施設の用に供されることが確実と認められるとき。
ロ	農業協同組合が農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第5項に規定する事業の実施により工場、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため農地等を転用する場合であって、当該農地等がこれらの施設の用に供されることが確実と認められるとき。
ハ	農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条により指定を受けた農地中間管理機構（基盤法第7条第1号の農地売買等事業を行う者に限る。）が農業用施設の用に供される土地を造成するため農地等を転用する場合であって、当該農地が当該施設の用に供されることが確実と認められるとき。
ニ	農振法第8条第1項に規定する市町村農業振興地域整備計画又は同計画に沿って当該計画に係る区域内の農地等の効率的な利用を図る観点から市町村が策定する計画に従って工場、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため農地等を転用する場合
ホ	非農用地区域内において当該非農用地区域に係る土地改良事業計画に定められた用途に供される土地を造成するため農地等を転用する場合であって、当該農地等が当該用途に供されることが確実と認められるとき。
ヘ	都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている土地の区域（農業上の土地利用との調整が整ったものに限る。）内において工場、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため農地等を転用する場合であって、当該農地等がこれらの施設の用に供されることが確実と認められるとき。
ト	都市計画法第12条の5第1項に規定する地区計画が定められている区域（農業上の土地利用との調整が整ったものに限る。）内において、同法第34条第10号の規定に該当するものとして同法第29条第1項の許可を受けて住宅又はこれに附帯する施設の用に供される土地を造成するため農地等を転用する場合であって、当該農地等がこれらの施設の用に供されることが確実と認められるとき。
カ	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画に基づき同法第11条第2項第1号に規定する土地利用調整区域内において同法第13条第3項第1号に規定する施設の用に供される土地を造成するため農地等を転用する場合であって、当該農地がこれらの施設の用に供されることが確実と認められるとき。
リ	国（国が出資している法人を含む。）の出資により設立された法人、地方公共団体の出資により設立された一般社団法人若しくは一般財団法人、土地開発公社又は農業協同組合等が、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第5条第1項に規定する実施計画に基づき同法第2項第1号に規定する産業導入地区内において導入される産業の用に供する施設の用に供される土地を造成するため農地等を転用する場合
レ	地方公共団体（都道府県を除く。）又は独立行政法人都市再生機構その他国（国が出資している法人を含む。）の出資により設立された地域の開発を目的とする法人が工場、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため農地等を転用する場合
ネ	地方住宅供給公社、日本勤労者住宅協会若しくは土地開発公社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が住宅又はこれに附帯する施設の用に供される土地を造成するため農地等を転用する場合であって、当該農地等がこれらの施設の用に供されることが確実と認められるとき。
ナ	土地開発公社が土地收用法第3条各号に掲げる施設を設置しようとする者から委託を受けてこれらの施設の用に供される土地を造成するため農地等を転用する場合であって、当該農地等が当該施設の用に供されることが確実と認められるとき。

※イからナは、施行規則第47条第5号及び第57条第5号の細分

第2章 標準処理期間

標準処理期間は、次のとおりとする。

条文	処分内容	標準処理期間			
		経由期間	広島県知事	うち 協議機関	計
法第4条 第1項	農地転用の許可	農業委員会 6週間	2週間	農林水産大臣 (1週間)	8週間
法第5条 第1項	農地等の転用の ための権利移動 の許可	農業委員会 6週間	2週間	農林水産大臣 (1週間)	8週間

第2編 不利益処分

第1節 農地等の転用及び転用目的の権利移動の許可の取消し、工事停止、原状回復等の命令

第1 違反転用に対する原状回復等の処分又は命令に係る基準は、別途定める「農地法第51条の規定による処分又は命令を行う場合の判断基準」によるものとする。

附則

この審査基準等は、令和2年4月1日から適用する。

この審査基準等は、令和4年9月8日から適用する

この審査基準等は、令和7年12月3日から適用する。